



前環境保健委員会  
会長 新井孝さん  
(新里)

## マナーを守り、住みよい町に

現代の環境問題の中で身近な問題は、公共用地や道路、農地など

に「犬のふん放置」、「ごみのポイ捨て」です。犬の登録は、3522世帯のうち約1120頭で、3世帯に1頭の割合で飼われています。犬の散歩時に、ふんの放置が多くの人困っています。犬の散歩時には、ほとんどの人がシャベルや袋を持っています。処置をしていきま

す。また、空き缶や食べ物容器、たばこの吸い殻などが、道路沿いの敷地、公園や神社の敷地などに捨てられています。町でも、ごみのポイ捨てや犬のふん害を防止する条例を制定し、10月から施行されます。このような条例ができることは寂しいことと思いません。私たち一人ひとりがマナーを守り、住みよい明和町にしていきたいと思います。

### 禁止事項

- 空き缶等を定められた場所以外にみだりに捨てる
- 犬のふんにより公用の場所および他人の土地を汚す
- 自動販売機設置・管理・販売事業者が回収容器を設置しない。または、設置しても管理をしない

### 啓発活動

ポイ捨てや犬のふん害の防止のため、町の広報活動をはじめ環境保健委員の協力を得ながら、地区内のチラシ配布や立て看板の設置などを行います。

### 罰則対象

禁止事項に違反した人に期限を定めて町長の指定した職員（役場職員）から指導や現状回復命令が

### 施行

平成16年10月1日(金)から施行されます。

## 犬のふんは持ち帰る

### 散歩には回収用具を持って

犬の散歩には、ふん回収用具を



ポリ袋を使って回収

### 散歩中のふんは持ち帰る

散歩中に犬がふんをしたときは、すぐに回収して持ち帰らなければなりません。公共の場所や他人の土地を汚さないようにしましょう。

## ごみのポイ捨て禁止

### ごみは持ち帰る

屋外で出たごみは、家に持ち帰り処分しましょう。持ち帰れない場合は、ごみ箱など決められた場所に収納してください。

屋外でのたばこの喫煙は、灰皿

が置いてあるところで行うか、携帯灰皿を利用するなどして、環境に配慮してください。



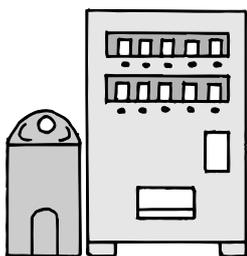
## 自動販売機に回収容器を

### 回収容器の設置

自動販売機には、容器は十分な大きさで、簡単には壊れることのないものを設置してください。

### 回収容器の適正管理

自動販売機に回収容器を設置しただけではいけません。管理者は、回収容器を適正に管理してください。



問い合わせ 環境課(老人福祉センター内) ☎(84)4686